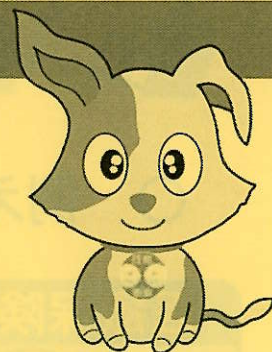


行 政 相 談

こんな時は、行政相談をご利用ください!!

- 「どこに相談したらよいか分からない」
- 「役所に申請したが、手続きが進まない」
- 「公共施設が壊れていて危険」
- 「窓口には行きづらい」



あなたの街の

行政相談委員がご相談をおききします

特設相談所の開設

場所：邑楽町中央公民館（邑楽町大字中野 2569-1）

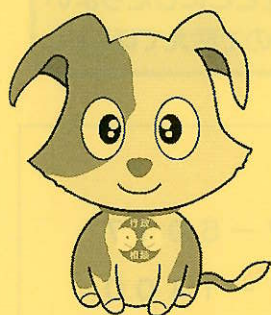
日時：12月12日（木）10時～15時

※人権擁護委員と共催ですので人権相談もご相談頂けます。

相談無料

秘密厳守

どうぞお気軽に
お越しください。



Q. 行政相談委員とは？

A.

行政相談委員は、総務大臣が委嘱した民間有識者で、全国に約 5,000 人(各市町村に 1 人以上)が配置されています。

無報酬のボランティアとして、国民の皆様から、国の行政活動全般に関する苦情や相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する改善の申入れなどを行っています。

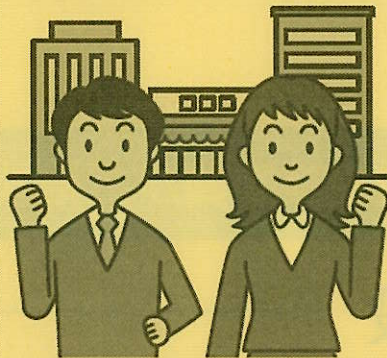
○ 例えばこんな時、お気軽にご相談ください ○

医療保険・年金



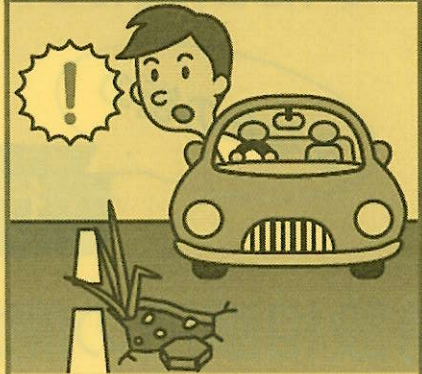
国民年金や厚生年金保険の被保険者の資格条件や受給額について教えてほしい。

雇用



労働条件を改善するよう会社を指導してほしい。

道路



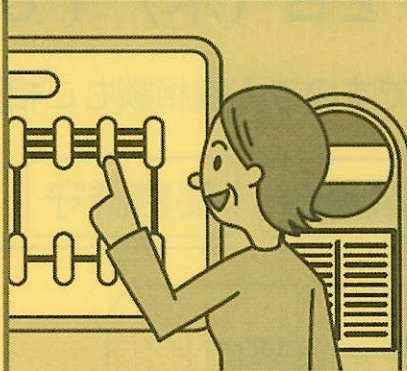
国道に危険箇所があるので、早く改修してほしい。

社会福祉



生活保護の受給資格について教えてほしい。

交通機関



バス停に路線図を掲示してほしい。

相談窓口



手続や申請をどこにしたらよいか分からないので教えてほしい。

▽この文書に関する問い合わせ先

邑楽町役場 住民保険課 住民相談係

TEL: 0276-47-5017

総務省 群馬行政監視行政相談センター

TEL: 027-221-1100